

令和8年度

生活諸規定

奥州市立前沢中学校

目 次

本校教育の目標	・ ・ ・ ・ ・ P 3
校歌	・ ・ ・ ・ ・ P 4
応援歌	・ ・ ・ ・ ・ P 5
生徒心得	・ ・ ・ ・ ・ P 9
前中交通安全のきまり	・ ・ ・ ・ ・ P 1 6
前中図書館のきまり	・ ・ ・ ・ ・ P 1 7
生徒会会則	・ ・ ・ ・ ・ P 1 8
前沢中学校選挙管理委員会規定	・ ・ ・ ・ ・ P 2 1

本校教育の目標

＜自主・独立＞ 自ら学び、正しく判断する生徒

(自主独立の精神に満ちた人間)

1. 自分の良さを自覚し、他人に迷惑をかけず、責任をとれる生徒
2. 合意形成を図り、強い意志で実行できる生徒
3. 進取の気質と向上心を持ち、夢に向かい根気強く努力できる生徒

＜誠実・友情＞ 思いやりがあり、互いに助け合う生徒

(誠実で友情の厚い人間)

4. 規律を重んじ、約束を守れる生徒
5. 仲間と力を合わせ、学習や行事に取り組む生徒
6. 礼節を大切に、他人に対し思いやりのある言動ができる生徒

＜健康・活力＞ 心身共に健康で、逞しく生きる生徒

(健康で活力ある人間)

7. 自分で自分の健康と安全を守れる生徒
8. 規則正しい生活と体力づくりができる生徒
9. 笑顔で楽しく、学習や部活動に意欲を持つて取り組む生徒

前沢中学校校歌

作詞 安部 寿三良
作曲 鷹 薺 洋 一

た ば し ね や ま の あ さ ぼ ら け い さ
き た か み が わ の ゆ う ひ か げ な が

わ の へ い や ひ ろ り て は
れ も き よ く く も は る か は

く あ の こ う しゃ そ び え た つ あ
く あ の こ う しゃ う る わ し く あ

あ わ れ ら の ま え さ わ ち ゅ う が っ ご う

mf (はぎれよく)
わ か き ら こ こ に 一 つ ど い き て き ぼ う を む ね に 一 ち を み が き
わ か き ら こ こ に 一 む つ み あ い あ た ら し き よ の 一 わ ざ を ね り

f *mf*
と も 一 に ひ ら 一 か ん あ す へ の み ち 一 を
と も 一 に き ず 一 か ん ゆ た け き さ と 一 を

一、東稲山の 朝ぼらけ
胆沢の平野 広ごりて
白亜の校舎 そびえたつ
ああわれらの 前沢中学校
若きらここに つどいきて
希望を胸に 知を磨き
共に拓かん あすへの道を

二、北上川の 夕日かけ
流れも清く 雲はるか
白亜の校舎 美わしく
ああわれらの 前沢中学校
若きらここに むつみあい
新しき世の 技を練り
共に築かん ゆたけき郷を

前沢中学校応援歌

第 1

1. 若き命の 朝ぼらけ
山もうるわし みちのくの
北上野の ^の ^{いっかく}
一角に

若き ^{わか} ^{いのち} 命を ひろげんと
心のこまに むちうちて
前中 ^{けんじ} 健児 いざゆかん
2. ^{てんか} 天下いかに たけるとも

^{いき} ^{たたか} 意気で戦え わが友よ

しふくは ^{なが} 長し ^{しんさん} 辛酸の

^{わざ} 技のかぎりを つくせよや

^{はくうん} 白雲あそぶ ^{しゅうてん} 秋天に

^{ほまれ} ^{きそ} 誉を競わん ^{こうてきしゅ} 好敵手

第 2

1. ときこんめいの ただ中に

わか いのち ひ
若き命は 火ともえて

前中の健児 つどいたる

いざたからかに うたわなん

2. われ^ゆて^て 我らが行く手は きわみなく

りそう はた
高き理想の旗かざし

しょうり
勝利の道を つき進む

どうどう すがた
見よ堂々の この姿

第 3

1. ああ青春の 赤き血の
炎ともえて あがるとき
希望^{きぼう}が丘に つどいよる
心すみたる 若人の
常日きたえし 技みよと
意気こそ高く 天をつく
2. 東にはるか 北上の
清き流れの とこしえに
西に須川^{すかわ}の峰^{みね}あおぎ
じんかん遠く へだてたる
我が学舎^{まなび}や 前中の
意気と熱との 散るところ

第 4

1. 青空高く ひるがえる

は
栄えある^{かんき}歡喜の その下に

つどえるわれらの 好選手

しめせよしめせ 底力

2. 熱と意気とで たぎりたつ

紅いもゆる 血潮もて

我らの榮譽 双けんに

しめせよしめせ 底力

生徒心得

より美しき、前中社会をきずくために、より遅しき、前中生となるために

前沢中学校の生徒は、学校教育目標（自主・独立、誠実・友情、健康・活力）実現のため、生徒会活動を全員で活発にするとともに、下記生徒心得を体し、自主・協力・規律と責任ある校風を維持発展させなければならない。

第1章 通学

<登校下校途上>

- 常に前中交通安全のきまりを守り、安全な通学をする。
- 万一事故にあった場合は、友人その他を通し直ちに家庭と学校に連絡する。

<下校>

下校予告の合図とともにすばやく下校準備をして下校し、家庭に直行する。

<連絡>

予測できる帰宅の遅れは前もって家庭に知らせておく。

第2章 届出

<欠席等>

- 通院などで早退する場合には、朝のうちに担任に伝える。
- 欠席の場合は、必ず保護者から学校へ電話またはマチコミで連絡をとる。

<盗難・拾得>

金銭及び所持品の盗難にあたり、紛失した場合や、金品を拾った場合は、すぐ教師に届け出る。

<破損>

学校の施設並びに物品を破損した場合は、すぐ先生に申し出てその指示を受ける。

第3章 校内生活

<授業>

授業は自学的態度をもって、積極的に取組み、互いに協力し合って豊かな学習を進める。

<学習準備>

○休憩時間は用事を早くすませ、次の授業の準備をすることを主にする。

○始業のベルが鳴る前に静かに着席し、授業に備える。

<教室移動>

移動の際には電気を消し、戸や窓をきちんと閉めて、速やかに移動する。

<所持品>

○事情があって、お金や貴重品を持ってきた場合には、朝のうちに担任に預けること。

○学習に必要な物以外の不要物は持ってこない。

○携帯電話の学校への持ち込みは禁止とし、没収され預かった場合は保護者へ返却となる。また誤って持ってきた場合も、学校で預かり保護者へ返却する。★どうしても学校に持ってくる必要がある場合は申し出ること。(申請用紙にて検討し判断する)

○カバン等につけるアクセサリ等は1つとする。(10cm四方を限度とする。)

○学校で使用するものに装飾をしない。(シール、プリクラを貼らない)

○日常的に水分補給のための飲み物の持ち込みは可とする。中身は水、お茶系(無糖)、スポーツドリンクとする。飲むのは教室内か、部活の活動場所とし、廊下等で歩きながら飲むなどはしない。飲んでいい時間は業間、昼休み、部活時間、保健体育で指示があったとき等とする。

○必要な場合、無香料の制汗シートの使用を認めている。使う場所はトイレ、教室内で、業間等の時間に限る。制汗スプレーの持ち込みは認めないが家で使用し、登校することは構わない(無香料)。

○持ち物は原則としてスクールザックに入れてくること。

<記名>

ズック、かばんは勿論のこと、持物全部に校名、学年、組氏名を明記し、粉失を防ぐ。

<履物>

指定されたものを使用する。

<施設備品使用>

- 学校備品を使用する時は、係の教師の許可を受けて使用するとともに、大切に扱う。
- 休暇中及び下校後における校舎内の立入り並びに使用は、当直教師の許可を必要とする。
- ベランダ清掃（随時）の指示を担当が出したとき以外は基本的にベランダには出ない。

<清掃整頓>

- 各学級は、分担区域を責任をもって常に清潔にし、整頓しておく。
- 清掃が終わったら、戸締りをする。

<戸締り>

学級当番は、戸締り及び教室の整理整頓を行う。

<着替え>

- 3時間目終了後、制服から運動着に着替える。教科の指示でその前に着替えた場合には、そのまま運動着で過ごすこと。テストの時は、テスト終了後に着替える。
- 着替える場合は、教室または更衣室を使用する。

<昼食時>

- 4時間目終了後、10分後には教室に入ること。
- お弁当の時の飲み物は、水、お茶系（無糖）、スポーツドリンクとし、水筒または紙パックとする。

<遅れて登校したとき>

病院などに行き遅れて登校してきたときは、職員室に遅れてきたことを告げた上で教室に入ること。

第4章 礼儀

<あいさつ>

来客・先生・先輩に対して正しいあいさつをする。（立ち止まり、目を見て、元気にあいさつをする）

<互礼>

生徒間では親しみの心をもって朝夕のあいさつをかわす。

<ことばづかい>

明るくはっきり発言し、感じのよい応答をする。

第5章 服 装

冬型の身なり（10月1日～

5月31日）適宜移行期間を設定

頭髪の染色、脱色、まゆ毛への細工は禁止です。



〔男 子〕

- 1 前髪は目にかからない程度に。
- 2 カラーをつける。またカラー織り込み型の制服も可とする。
- 3 名札は夏服、冬服通してピンタイプのもを使用する。
- 3 ボタンは前中指定のボタンを前身頃、袖につける。
- 5 靴下は白、黒、紺（儀式のときは無地の白）（ワンポイント、ラインは可。くるぶしソックスは禁止）
- 6 制服の裾、襟から中に着ているものを出さない。
- 7 ズボンは裾を引きずらない長さとする。
- 8 ベルトは黒、茶、紺等の派手でないものとする。

〔女 子〕

- 1 前髪は目にかからない程度に。
- 2 後ろ髪は、肩より伸びたら結ぶようにする。
- 3 名札は夏服、冬服通してピンタイプのもを使用する。
- 4 スカート丈は、正面から見て膝が隠れる長さとする。
- 5 靴下は白黒紺（ワンポイント、ラインは可。くるぶしソックスは禁止）または黒タイツ着用
儀式のときは黒タイツ着用
- 6 スカーフはしっかりと登校時から着用する。結び目を大きくしたり、長さを短くしたりしない。



- ◇ 名札忘れは担任に申し出て仮の名札を朝のうちに付ける。仮の名札は生徒指導主事が管理する。上履き忘れは学年の先生に申し出て学年のスリッパを借りる。スカーフ忘れは生徒指導に朝のうちに申し出て借りる。
- ◇ 制服の下に着るものは、トレーナー等、襟の立たないもの、色（白、黒、紺、灰色、茶色など）は派手でないものとする。ハイネックのアンダーシャツやパーカー、カーディガンは禁止。
- ◇ 儀式の時は男子はYシャツ、女子は黒タイツを着用すること。
- ◇ 防寒着は部活動等でそろえたウィンドブレーカー等を推奨する。

夏型の身なり（6月1日～

9月30日）適宜移行期間を設定



*靴下は白、黒、紺

（くるぶし付近のワンポイント可）

儀式のときは、無地の白

〔男子〕

- 1 上着は白のワイシャツとする。（半袖ワイシャツも可） 開襟シャツは認めない。
- 2 名札は夏服、冬服通してピンタイプのもを使用する。
- 3 ワイシャツなどのすそを出さない。
- 4 下着は指定の前中Tシャツとする。
- 5 ワイシャツのそではボタンをとめるか、まくること。

〔女子〕

- 1 スカーフをきちんと結び、短くしたり結び目を大きくしたりしない。
- 2 名札は夏服、冬服通してピンタイプのもを使用する。
- 3 下着は指定の前中Tシャツとする。
- 4 スカート丈は、正面から見て膝が隠れる長さとする。

運動着・ズックについて

運動着

- 1 指定された布に黒色のマジックで大きく書き、指定の場所に縫い付けること。
- 2 大きすぎたり（下はすそがズックの下までかからないこと）、改造（センターラインをほどかない、袖口をぼろぼろにしない等）した運動着は禁止。
- 3 記名が薄くなったら書き直すこと。

〔上着〕

〔ズボン〕

中

1-1 前沢 太郎

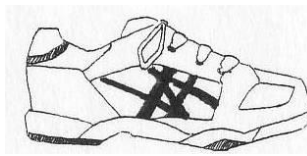
<1組1番>

1組1番
前沢 太郎

- 4 体育の時間等、半袖になる場合は指定の半袖Tシャツのみとする。
- 5 部活動の服装は基本として運動着だが、各部で確認しそろえたものも可とする。

ズック

- 1 かかとをつぶさない。
- 2 かかとに名前を書く。



- 3 紐はしっかりと結ぶ。
- 4 上履きは靴箱の上段に、外履きは靴箱の下段に置く。
- 5 部活動のシューズ等は靴箱には置かず、教室か部室で保管する。
- 6 積雪、凍結時には適切な靴の使用を認める。

第6章 校外生活

<家庭>

- 自ら家庭学習の習慣をつくる。
- 生活の規律をつくり家事の手伝いをする。

<外出時の服装>

私服を可とするが、中学生らしく、華美でないものとする。

<外出>

- 外出する際は、家の人に「誰と、どこへ、何をしに行くのか。」「何時に帰宅するのか」を必ず伝えてから外出する。
- ゲームセンター、ゲームコーナー、カラオケボックス、ボウリング場、ネットカフェなどの遊技場は保護者と同伴または保護者の認めた大人同伴で利用する。なお、県条例で18時以降は、保護者同伴でも禁止。

※「同伴」：その場に立ち会うこと。

<品位保持>

- 前沢住民の一員として、あいさつを積極的に行い、けんか等自分並びに前中
生の名誉を傷つけるような行為をしない。
- 危険な遊びをせず、遊泳禁止の場所（川、池など）では、絶対に泳がない。
- 友人同士での、物の売り買いや、お金の貸し借りはしないこと。

<校外班活動>

校外班の活動には進んで参加する。

<外泊の禁止>

- 友人宅、先輩宅等への外泊は禁止。
- 友だち同士のキャンプや外泊は禁止。

第7章 生徒会

<活動>

会員は班・学級・中央委員会その他専門組織をよく理解して、自らの手で学習
や生活の規律をつくりだし、豊かな節度ある学校生活を送るように努める。

<決定事項>

生徒会が決定した事項は、学校長の承認を得てはじめて行動に移すことがで
きる。

第8章 付 則

<疑問点，改正>

- この心得について解釈の困難性を生じた場合は、学校がその見解を発表す
る。
- この心得は、必要に応じ生徒の声を反映し改正することがある。

前中交通安全のきまり

ー自転車についてー

- ① 交通ルールを良く守り、事故防止には万全を期すこと。
- ② ステッカーは、必ず自転車の後ろに貼ること。
- ③ 自転車置き場の指定された学年の場所に奥から順序よくきちんと置くこと。
- ④ 改造自転車は禁止とする。
- ⑤ 防犯登録を必ず行い、できるだけ自転車保険に加入することを推奨する。
- ⑥ 盗難防止のため、必ず施錠すること。
- ⑦ 凍結時、積雪時は使用しない。なお凍結時、積雪時ではなく冬期間に乗車する場合には、保護者の判断に委ねる。
- ⑧ 安全のため、ヘルメットを着用する。
 - ヘルメットは通学、部活動の際の登校、移動の際には必ず着用すること。
 - あごひもをきちんとしめて、正しく着用すること。
- ⑨ スクールザックは安全のために、背中に背負うこと。
- ⑩ 自転車の出入りは正門からとし、正門から校地内では自転車を降りること。
- ⑪ 危険な場所では徐行または押して歩くこと。
 - (1) 見通しのきかない交差点。
 - (2) 道路のまがりかど付近。
 - (3) こうばいの急な下り坂。
 - (4) 徐行の標識の立っているところ。
- ⑫ 日没後はライトをつけること。
- ⑬ 正しい通学路で登下校をすること。

前中図書館のきまり

閲覧と貸出

1 開館日

登校日は、毎日開館する。

（全校的な学校行事、会議等で図書室を使用する場合は、臨時に休館とすることもある）

2 開館時間

平日 午前 8 : 00～午後 4 : 40

ただし、時程の変更により多少変わる場合もある。

3 館内閲覧

開館日の開館時間であれば、いつでも利用できる。

4 館外貸出

貸出冊数・・・1人3冊

貸出期間・・・2週間以内

貸出方法・・・貸出カードに記入し、本と一緒にカウンターに出す。

禁帯出図書の館外貸出は、原則をして行わない。

5 返却

貸出カードと返す本と一緒にカウンターに出して、返却印を押してもらう本は、自分で元の位置に戻す。

返却期限を過ぎた場合は、督促状を出す。

6 特別貸出

貸出の対象外となっている辞典類、雑誌本以外の資料などについて、学習上必要とされる場合は、貸し出す。

7 本の予約

読みたい本が、貸出中の時は、予約ができる。

本の準備ができたなら連絡する。

8 その他

本を紛失したり、汚したりした場合は、すぐ申し出る。

場合によっては、弁償になる。

図書館利用のマナー

① 貸出や返却の手続きを確実にする。

② 貸出期限を厳守する。

③ 返却本や読み終わった本は、自分で元の場所に戻す。

④ 館内は、静かにし、他の利用者の迷惑にならないようにする。

⑤ 本をていねいに扱う（落書き、ライン、折り曲げなど厳禁）。

⑥ 使用した机や椅子の整理整頓をする。

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 この会は、奥州市立前沢中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 この会は、会員が協力して民主的、自主的に活動し、中学校生活を楽しく、豊かにし、規則正しい、よい校風をつくり、将来有能な社会人となる素質を養うことを目的とする。

第3章 会 員

第3条 この会は、前沢中学校の生徒全員で構成する。先生方は顧問として会の指導にあたる。

第4章 組 織

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため下の機関を置く。

1. 決議機関（生徒会総会、中央委員会）
2. 執行機関（執行部、室長会、専門委員会、部長会、校外班長会）
3. 会計監査委員会

第1節 生徒会総会

第5条 総会は、大会の最高決議機関で全生徒の3分の2以上の出席を必要とし会長が召集する。総会は次のことを決める。

1. 規約の制定及び改廃
2. 年間の活動計画
3. 予算の決定 決算の承認
4. その他重要事項

第2節 中央委員会

第6条 中央委員会は総会に次ぐ決議機関で会長が必要に応じて召集し、下の仕事をする。

1. 総会の開催に関する事
2. 各学級執行機関からの問題の討議、提案事項の審議
3. 部の改廃に関する事
4. その他、次期総会までの重要事項の決定

第7条 中央委員会は各学級から選出された2名の代議員で構成する。執行部は委員会に出席し、各種の提案討議に参加する。ただし決議に参加できない。

第3節 室長会

第8条 学年室長会は、各学団ごとに組織し、各学級からの室長、副室長により構成し、互選によって正副室長会長が選ばれる。

第4節 部長会

第9条 部長会は、各部の部長によって構成される。

第10条 この会は下の仕事をする。

1. 各部の連絡調整
2. 部の親睦と発展向上に関する事
3. 部の管理に関する事

第5節 専門委員会

第11条 専門委員会には下の部門を置く。各部門は必要な事項について立案し、これを執行する。

1. 学習委員会
2. 生活委員会
3. 広報委員会
4. 図書委員会
5. 保健委員会
6. 福祉委員会

第12条 各委員会は、各全校専門委員長及び学級から選出された委員により構成される。

第6節 校外班長会

第13条 校外班は、別に定める地区分団をつくり、各班の班長により校外班長会を構成する。

第14条 校外班長会は、各班の行事連絡調整を図り、豊かな校外生活の向上をはかる。

第7節 応援団

第15条 3年及び2年（12月以降）各学級により選出されたリーダーによって応援団を構成する。

第5章 執行部会

第16条 執行部には下の役員を置く。(学年は改選時のもの。)

生徒会長	(1名)
副会長	(2年1名)
〃	(1年1名)
書記長	(2年1名)
部担当	(1名)
執行委員	(2年1名, 1年2名)
学習委員長	(1名)
生活委員長	(1名)
広報委員長	(1名)
図書委員長	(1名)
保健委員長	(1名)
福祉委員長	(1名)
応援団長	(1名)

第17条 執行部の任務は次の様に定め、任期は1ヶ年とする。

- 1 会長は本会を代表し、会を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- 3 専門委員長は各専門委員会の統括にあたる。

第6章 選挙

第18条 会長、副会長、書記長、部担当、執行委員、応援団長、専門委員長は会員の投票による。

第19条 選挙は、別に定める選挙規定により選挙管理委員会で管理運営する。

第7章 会計

第20条 本会の経費は、会費とその他の収入による。

第21条 本会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第22条 予算使用は部の顧問及び会計担当の許可を必要とする。

第8章 付則

第23条 議決は多数決による。

第24条 この会で決めたことは学校長の承認を得る。

前沢中学校選挙管理委員会規定

- 第1条 この会は前沢中学校選挙管理委員会といい、事務所を前沢中学校に置く。
- 第2条 この会は本校生徒会役員選挙に関する管理運営することを目的とする。
- 第3条 この会は各学級1名の代表をもって構成し、委員長1名、副委員長1名を決定する。
- 第4条 この会の委員は立候補できない。ただし立候補するときは委員の資格を失うものとする。
- 第5条 この会の委員は立候補の推薦選挙活動はできない。
- 第6条 この会の規定は総会において変更できる。

選挙規定細則

- 第1項 立候補に関すること。
1. 役員の上候補は3名以上の推薦者を必要とする。
 2. 立候補者は必ず責任者を依頼し、選挙管理委員会に届け出て手続きをする。
- 第2項 選挙活動に関すること。
1. 立候補者のポスターは2枚以内とし、規格は本会が規定する。捺印のないものは無効とする。
 2. ポスターの貼付は選挙管理委員会が指定した箇所とする。
 3. 立会演説会は、立候補者、推薦者（代表1名）が行う。
 4. 立会演説会の方法、進行については選挙管理委員会が行う。
 5. 選挙活動の場所及び日程は、選挙管理委員会が定めたものに限る。
- 第3項 選挙事務について
1. 投票は無記名とする。
 2. 開票は即日開票とし、結果は翌日中に発表する。